入札制度の一部改正(事後公表の拡大)について(お知らせ)

令和5年8月1日技術監理課長

下松市が発注する建設工事等の入札では、更なる公平で競争性のある入札実施及び適正価格での受注における積算能力の向上を図るため、事後公表の拡大として「下松市建設工事等に係る予定価格等の事前公表に関する要領」と「下松市建設工事等に係る予定価格等の事後公表に関する要領」の一部改正を令和5年10月1日から行いますのでお知らせします。

記

1. 事後公表の対象となる入札

- (1) 建設工事のうち請負対象設計額が1,000万円以上の工事に係る競争入札。
- (2)全ての測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務(業務の内容からこの入札方式が適当でないと判断される業務の内容は除く。)に係る競争入札。

※変更点

変更となる建設工事の対象範囲は請負対象設計額が (改正前)2,000万円以上から(改正後)1,000万円以上となります。

2. 事前公表の対象となる入札

建設工事のうち請負対象設計額が1,000万円未満の工事に係る競争入札。

※変更点

変更となる建設工事の対象範囲は請負対象設計額が (改正前) 2,000万円未満から<u>(改正後)1,000万円未満</u>となります。

3. 施行期日

令和5年10月1日から施行します。

4. 経過措置

下松市建設工事等に係る予定価格等の事後公表に関する要領の施行の日以後に下松市契約規則第4条の規定による公告又は同規則第17条第2項の規定による通知を行った工事について適用し、この要領の施行の日より前に通知を行った工事については、なお従前の例とします。